

第6回食品添加物表示に関する検討会 意見書

令和元年 11 月 1 日

全国消費生活相談員協会

食の研究会副代表 坂田美陽子

論点 1．一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方と、論点 2．用途名表示の在り方についての議論にあたり、以下の意見を提出いたします。

現在の添加物表示の問題点

加工食品に使われている物質は本来すべて表示されなければ、真に選択に資するものではありません。ところが添加物については「原則として使用したすべての添加物を物質名で表示する」とされているにもかかわらず、一括名表示が認められているために表示されていない添加物が多数あります。

添加物が少ない方が安全と考える消費者は多く、往々にして表示されている名称の数が選択基準になります。一括名で表示されている場合は複数の添加物が組み合わさっているということを知らなければ、1 種類と勘違いしたまま選択することになります。

このように誤認を招くことから一括名表示は見直すべきです。「使用したすべての添加物を物質名で表示する」という原則に従い、例外である一括名表示をなくして、ルールを単純でわかりやすいものにしてください。

加えて用途を知りたいというニーズは多いことから、用途名併記の拡大も必要です。用途が明確になれば加工食品への理解が深まり、納得して選択することができます。また、例えば日持を向上させる用途を示した添加物が識別できれば、「保存料不使用」などという表示の乱用も防げるはずです。

また、既存添加物を類別名で表示されていると、添加物を特定することができません。例えばカロテン色素と書かれていても何種類もあり、何の植物に由来する色素かを知ることができません。特定の植物がアレルゲンとなる消費者もいると思いますが、知らずに摂取することになります。また、アレルギー症状がなくても原因を突き止めることはできません。さらに指定添加物の β カロテンかもしれないことを消費者が知るすべはありません。類別名表記をなくして物質名

で表示してください。

表示スペースを補うためにウェブの活用も選択肢に

一括名表示の中身や添加物ごとの用途の表示は容器包装上にすべきです。表示量を増やすと安全性に関する情報を見落とすという懸念に対しては、安全性に関する情報を目立たせることで解決できると考えます。あるいは表示量を抑えつつすべてを表示するにはE Uで行われている番号制の導入は合理的です。

ただ、番号制はこれまで30年間にわたって慣れ親しんだ表示が大きく変わることになり、消費者にとって抵抗があるかもしれませんし、制度を整えるには時間を要します。一方でインターネットを利用する消費者が増え、物質名さえ書いてあれば、容易に調べることのできる環境が整っています。学校教育でもICTの利活用が推進されていることから、添加物について調べる機会も増えると思います。新たな学習指導要領に盛り込まれた「加工食品の種類やその意義」を考えるためにも適切な情報の提供は重要です。知りたい消費者が知ることのできる環境を整えることは急務です。

そこで一括名表示の物質名と使われている添加物の用途について、容器包装に表示できない場合は、ウェブに掲載することを、努力義務、または推奨表示として規定する、あるいはガイドラインを策定することを提案します。

一括名表示については日本生協連がウェブサイトの商品ごとに物質名を情報提供されていますので参考になると思います。

用途名については、今のところ用途名併記から外れる添加物が主に製造用剤に多いと思われますが、例えば結着剤や日持向上剤、消泡剤などという用途名は製造業者のホームページや東京都のウェブサイトでも使われていますので、消費者に分かりやすいということだと思います。用途が複数ある場合もウェブ上なら示せるはずです。

表示の仕方はある程度統一した方がいいと思いますので、消費者庁が例示※してください。また、消費者がそのページにアクセスしやすいように、事業者は容器包装にQRコードをつけるなどしてください。

※ インターネット通販の返品特約や申込最終確認画面などのウェブ上での表示がガイドラインで例示されています。

消費者と事業者の情報量の格差是正の必要性

事業者からのヒヤリングでは、添加物に関する問い合わせは少ないというご発言が多数ありました。これは消費者が表示に不満がないということではなく、添加物のことはルールも物質のこともわからないから、何をどう聞いたらよいかわからない、ということではないでしょうか。そのような場合消費者はとりあえず数をチェックして少なそうな商品を選ぼうとすることになり、無添加表示が多用される原因となっているのではないのでしょうか。

これは消費者と事業者の情報量の格差を放置している状態と言えます。すべての物質名と用途がわかるようにしておけば、消費者は調べることができ、疑問点を把握しやすくなって問い合わせも増えるかもしれません。そうすることがリスクコミュニケーションにつながっていくことになります。情報を隠れた状態にしたままではリスクコミュニケーションの機会を得ることができません。

学校教育で「買い物は投票である。消費者が権利と責任を意識して商品を選ぶことでよい商品が提供されるようになる。」ということを学びますが、添加物について、現状の見えない部分の多い複雑な表示ルールのままでは消費者は主体的に行動することができません。

このような理由から一括名表示と用途名の表示の見直しを求めます。

以上